情報システム運用に係る帳票出力および後処理（封入封緘）業務情報提供依頼（RFI）

令和７年６月

藤枝市　企画創生部　情報デジタル推進課

1　目的

藤枝市（以下「当市」という。）では、市から発送する納税通知書等について、システムからの帳票出力や出力した帳票の封入・封緘業務を毎年事業者へ委託しています。このたび、自治体システム標準化に伴って、本業務についても見直し及び効率化を図る必要があることから、業務遂行における信頼性・効率性を確保したパートナーの選定を目的とし、本 RFI を実施します。

本 RFI では、封入・封緘業務に対応可能な事業者を候補として選定するため、下記の条件満たす事業者を求めています。

・大量の封入・封緘業務に対応できる能力を有すること
・納税通知書等の発送時期における業務の重複に対応可能であること
・過去の実績や信頼性が確認できること

2　情報提供依頼スケジュール

情報提供依頼質問票の提出期限　　令和７年７月４日（金）午後５時

3　情報提供依頼内容

(1)　別紙質問票への回答

別添のエクセルシートを参照し、質問に回答をお願いします。

(2)　質問 No.5 の根拠資料

概算金額の根拠をお示しください。回答補足欄に記入した場合は不要です。

4　情報提供依頼についての質問

(1) 質問の方法

電子メールに質問を記載、もしくは任意様式を添付して、６月 30 日までに問合せ先へ送付をお願いします。

(2) 質問の形式

電子メールの件名を「【質問】R8 封入封緘業務に係る RFI（会社名）」として送信してください。

(3) 回答

質問いただいた電子メールに返信する形式で、７月２日までに回答します。

5　その他

(1) 本 RFI は、システムの導入に関する実現性を確認するための技術や予算規模について、広く情報を得るための手段であり、契約を前提としたものではありませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 将来の調達・契約を保証するものではありません。また、掲載している仕様については現段階のものであり、確定したものではありません。なお、御提供いただいた情報は当市の調達仕様作成に当たり、利用させていただく場合があります。
(3) 御提供いただいた内容に関して、後日問合せを行う場合があります。質問票に貴社ご担当者様の記載をお願いします。
(4) 情報提供にかかる費用は、提供者の負担でお願いします。
(5) 御提供いただいた内容は本目的でのみ使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。
(6) 御提供いただいた資料については返却いたしません。
(7) 御提供いただいた提案、資料等は藤枝市情報公開条例第７条第３号（平成１３年条例第２号）に該当するものとして取り扱います。ただし、同号ただし書の規定により開示する場合があります。また、情報公開請求以外の場合において、他社に情報提供することはありません。

6　問合せ先：

藤枝市
企画創生部 情報デジタル推進課（担当：千原）
〒 426 8722 藤枝市岡出山 一丁目 11 番１号
電話番号： 054-643-3259　（内線：2759）
メール： joho@city.fujieda.shizuoka.jp